



## 地域包括支援センターの現場視察の報告

### ～荒川区・尾久地域包括支援センター～

今年10月、荒川区の尾久地域包括支援センターを視察した。尾久地域包括支援センターは、在宅通所サービスセンターや居宅介護支援センターの機能も備えた、特別養護老人ホーム内に存在する。ここで、同センター長やケアマネージャー・看護師の方々等と、現在荒川区が抱えている問題や今後の地域包括支援センターのあり方について意見交換がなされた。

#### ◇◇荒川区の現状

荒川区は、人口約18万人のうち、65歳以上が約18%を占めている。人口数が少ない割に、高齢者の割合が高いのが特徴である。

荒川区では、上記尾久のほか、区内4カ所（荒川・日暮里・町屋・南千住）に、地域包括支援センターを設置している。

地域包括支援センターは、主に

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的継続的ケアマネジメント支援業務
- ④介護予防ケアマネジメント業務

の4つの業務を担うことが期待されている。

しかし、現実としては、④介護予防ケアマネジメントに関する業務のうち、介護予防ケアプラン作成業務に忙殺され、①総合相談支援をはじめ、他の業務については、十分な体制が取れていないのが現状である。

その原因としては、今年4月から、介護予防ケアプラン作成が地域包括支援センターに集中することになったことだけでなく、介護認定基準が見直され、プランそのものを見直ししなければならないケースが多発していることも挙げられるようである。

そして、介護認定が要介護から要支援に変更された場合、受けられるサービスの範囲が縮小するだけでなく、サービスの単価が下がるため、サービス提供者がサービス提供を拒否するケースが増加し、介護予防ケアプランの作成が困難になっているようである。

荒川区では、介護予防ケアプランの作成を、居宅介護支援事業所に委託するなどの対策を講じているが、それでも介護予防ケアプラン作成業務にしばらくは忙殺される日々が続きそうである。

#### ◇◇今後の地域包括支援センターのあり方

地域包括支援センターは、前述②権利擁護業務の充実を一つの課題として位置づけている。

②権利擁護業務を充実させるには、まず、地域包括支援センター自身が相談を受ける体制を調えることが必要であるが、地域包括支援センターからは、「弁護士との協力体制を調えることで、権利擁護業務を充実させたい」との要望もあるようである。

現在、地域包括支援センターに寄せられている相談の中には、徘徊高齢者の保護に関する相談など、むしろ警察署や特別養護老人ホームとの連携が必要となるものもあるが、成年後見の相談や悪質業者などに関する相談もあり、弁護士との連携が必要なものも多いようである。

無資力者に対する出張相談などでの法テラスの活用など、今後、地域包括支援センターに寄せられる相談に関し、弁護士・弁護士会がどのような協力体制を築いていけるかが、検討課題として残った。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員  
磯崎 奈保子）